２０２２度
バイオマス活用アドバイザー養成研修
開催案内

日程・会場

集合研修　：２０２２年１０月５日（水）～７日（金）
開催会場　：馬事畜産会館　２階（第２・３会議室）
現地研修　：２０２２年１１月９日（水）～１１日（金）
　　千葉県市原市

一般社団法人日本有機資源協会

2022 年度 バイオマス活用アドバイザー養成研修 開催要領

１．趣旨	世界的に地球温暖化対策や生物多様性保全など、持続可能な循環型社会形成に向けた取組が進められる中、わが国では 2012 年 9 月に決定されたバイオマス事業化戦略の一環として、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫生産を構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち･むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の取組が推進されています。この制度によって 2021 年度までに 97 市町村のバイオマス産業都市が選定され、それぞれの地域に賦存するバイオマスを活用した事業が展開されています。また、２０２２年４月には第１回の脱炭素先行地域が公表され、バイオマス産業都市からは６市町村が選定されました。 このような状況下、（一社）日本有機資源協会（以下「ＪＯＲＡ」）は、バイオマスの有効利用促進と持続可能な循環型社会及び脱炭素化社会の構築・推進を目的に様々な事業を展開しております。人材育成事業もその１つであり、各種研修を開催しております。「バイオマス活用アドバイザー養成研修」では、バイオマスの賦存量及び利用量の算定方法、バイオマス活用計画の策定方法を理解した上で、農林水産業をはじめとする地域の様々な産業との連携、関係者間の調整や事業化に向けた支援等により「現場を動かしていく」人材の養成を目指しています。 本研修修了者には、バイオマス活用アドバイザーとして必要な知識と技術を習得したことを認定し、研修修了証を交付するとともに、全国の自治体におけるバイオマス活用計画の策定支援やバイオマス活用の具現化に向けた活躍を期待します。 また、ＪＯＲＡとの連携等により、継続的にバイオマス活用の推進に努めていただくこととしております。
２．研修内容	バイオマス活用アドバイザーとして必要とする知識及び技術の習得を目的とし、以下の講義、実習を行います。＜講義の内容詳細は[**別表１**]～[**別表３**]を参照＞ １）講義：バイオマス活用に関する最新の政策、事業化事例、バイオマス活用計画の作成手法等 ※一部の講師はオンライン（Zoom）による講義となります。 ※資料は全て電子データでの配布となります。 ２）実習：個人及びグループによるバイオマス活用計画案の作成と発表 ３）現地研修：ご協力頂く自治体内における現地調査等に基づく、バイオマス活用計画案の策定手法等の習得、計画案のプレゼンテーション、質疑応答、意見交換等 ４）小論文：現地研修終了後に、**別途設定するバイオマス活用に関するテーマに即した小論文を指定期日までに提出**して頂きます。
３．研修日程 および 実施場所	**講義・実習：２０２２年１０月５日(水)～７日(金)** **会　　場：馬事畜産会館　２階会議室（東京都中央区新川２－６－１６）** **現地研修：２０２２年１１月９日（水）～１１日（金）** **千葉県市原市**
４．受講資格	［別表４］に掲げる資格を全て満たす者とします。地方自治体職員、民間企業等の所属は問いません。（学生等につきましては別途お問合せを願います。）
５．受講者定員	**１５名程度。**受付先着順で定員に達し次第締切ります。 ただし、受講希望申込者が少人数の場合は開催を中止する場合があります。

６．受講申込方法	「バイオマス活用アドバイザー養成研修受講申込書（様式２）」と「バイオマス活用等に関する実務実績書」を**２０２２年９月９日（金）１７時までに電子メール**でお申込みください。 **申込受付後、申込受領完了メールを事務局からお送りします。事務局からのメールが届かない場合は、お申込みが届いていない可能性がありますので、その際には必ずお電話でご連絡ください。** **※受講に際しては、次の事項は禁止行為となりますのでご注意ください。** **なお、禁止事項に関する誓約について、様式２の申込書下部に署名欄がございますので、必ずご記入ください。（押印は不要です。）** **①申込受講者以外の同時聴講　②電子ファイル資料の受講者以外へ転送等** **③録画及び録音　④資料の複製** お申込み先：（一社）日本有機資源協会 事務局　E-mail：kensyu@jora.jp
７．受講料	本研修の受講料（消費税込）は下記の通りです。現地研修を含む各研修会場までの旅費、宿泊費、食費は含みません。なお、費用は受付完了確認後、受講料請求書を発行いたしますので、請求書到着後にお振り込み願います。 **① 一般社団法人日本有機資源協会会員　参加者１人に付き　６０，０００円** **（受講に合わせてご入会頂くことも可能です。ご相談ください。）** **② 一般（非会員）　参加者１人に付き　８０，０００円**
８．受講料 納入方法	受講料は下記口座にお振込み願います。（振込手数料はご負担願います。） なお、費用は前納としますが、事情により前納が困難のときは、事務局までご連絡ください。 銀 行 名：**三井住友銀行　神田支店**（銀行コード：０００９／支店コード：２１９） 種　　別：**普通預金** 口座番号：**２０３６０７３** 口座名義：**一般社団法人日本有機資源協会**（ｲｯﾊﾟﾝｼｬﾀﾞﾝﾎｳｼﾞﾝﾆﾎﾝﾕｳｷｼｹﾞﾝｷｮｳｶｲ）
９．研修修了者に対する本研修の効果	①研修修了（集合研修及び現地研修の受講、小論文提出）者は、ＪＯＲＡの人材育成事業関係者の審査を経て、バイオマス活用アドバイザーとして適格者であると認定し、研修修了証及び認定証を交付します。 ②バイオマス活用アドバイザーとしての能力を認められることにより、受講者及び受講者の所属する団体・企業等の社会的評価が高まります。
10．その他	研修修了証を交付された方が、別表４の第７項に掲げる欠格条項に該当するに至った場合、その他反社会的行為を行ったことが明らかになったときは認定を取り消します。
11．本件連絡先	一般社団法人日本有機資源協会　事務局　（土肥、十川、牛木） 〒104-0033　東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 401 号室 TEL：03-3297-5618 / FAX：03-3297-5619 / E-mail：kensyu@jora.jp

［別表 1］ 2022年度 バイオマス活用アドバイザー養成研修 講義日程

開催日：2022 年10月5日(水)～7日(金)

日	時	講 習 内 容	講 師
第1日目	12:50～13:00	受付	
	13:00～13:20	オリエンテーション(開講にあたって)	一般社団法人日本有機資源協会 事務局
	13:20～14:00	バイオマス活用をめぐる情勢	一般社団法人日本有機資源協会 事務局主幹 土肥 哲哉
	小 休 憩		
	14:10～15:00 オンライン講義	バイオマス活用事例－ ① （廃棄物系バイオマス）	長野県長野市 新産業創造推進局 課長 新井 雄太郎 氏
	小 休 憩		
	15:10～16:00 オンライン講義	バイオマス活用事例－ ② （木質系バイオマス）	青森県西目屋村 森林バイオマス推進室長 竹内 賢一郎 氏
	小 休 憩		
	16:10～17:40	バイオマス活用計画の策定の実務（その1）	一般社団法人日本有機資源協会 専務理事 柚山 義人
	小 休 憩		
	17:50～19:00	交流会（自由参加）	
第2日目	8:50～9:00	受付	
	9:00～10:00	バイオマス活用の事業化	株式会社ビオクラシックス半田 執行役員 猪飼 幸輝
	小 休 憩		
	10:10～11:40	バイオマス活用計画策定の実務(その2)	一般社団法人日本有機資源協会 専務理事 柚山 義人
	昼 食 休 憩		
	13:00～15:30	バイオマス活用計画策定のための演習 （調査フロー及びバイオマス賦存量等の算定方法）	一般社団法人日本有機資源協会 事務局主幹 土肥 哲哉
	小 休 憩		
	15:40～16:40	実地研修自治体の概要と質疑	千葉県 市原市 環境部 環境管理課
	16:40～18:00	バイオマス活用計画策定実習 （個人）	事務局
第3日目	8:50～9:00	受付	
	9:00～12:00	バイオマス活用計画策定実習 （個人）	事務局
	昼 食 休 憩		
	13:00～15:30	バイオマス活用計画策定実習 （グループ）	事務局
	小 休 憩		
	15:40～17:00	バイオマス活用計画案の発表と質疑	事務局
	17:00	閉講式	

[別表2]　　2022 年度 バイオマス活用アドバイザー養成研修　講義・実習概要

番号	講義名	概　要
1	バイオマス活用をめぐる情勢	バイオマス・ニッポン総合戦略以来とられてきた国のバイオマス施策、バイオマス産業都市等の将来展望等を解説
2	バイオマス活用事例－① （廃棄物系バイオマス）	廃棄物バイオマスの活用事例の紹介 廃棄物バイオマスの活用事例を解説するとともに、行政の構造や意思決定等の仕組み、行政側から見た計画策定までのプロセス（発端から公表まで）、行政側からアドバイザーに望むこと、等
3	バイオマス活用事例－② （木質系バイオマス）	木質系バイオマスの活用事例の紹介 木質系バイオマスの活用事例を解説するとともに、行政の構造や意思決定等の仕組み、行政側から見た計画策定までのプロセス（発端から公表まで）、行政側からアドバイザーに望むこと、等
4	バイオマス活用の事業化	バイオマス活用事業へ向けた課題やキーファクター、事業収支試算における課題、事業実施自治体との協力等
5	バイオマス活用計画策定の実務	地方自治体のバイオマス活用計画策定のための意義と目的、役割分担、手順、調査・情報収集、協議会等の運営、心構え、留意点等の説明
6	バイオマス活用計画策定のための演習 （調査フロー及びバイオマス賦存量の算定方法）	対象地域の現状のバイオマス賦存量・用途別利用量及び2つの計画案に基づくバイオマス利用量について、実データを用いて算出する演習
7	バイオマス活用計画策定実習（個人）	（1）バイオマス活用計画案の作成 計画書全体デザイン、資料の分析（記述箇所の把握、不足情報の把握　等）、バイオマス賦存量・活用量の算定、バイオマス活用計画案の作成 （2）現地研修計画書案の作成 現地研修内容（現地調査先、現地でのプレゼンテーション準備等）の検討、調査時間配分等の検討、現地研修計画書案の作成
8	バイオマス活用計画策定実習 （グループ）	
9	バイオマス活用計画案の発表	プレゼンテーション、質疑応答、ディスカッション等
10	現地研修	千葉県市原市の現地調査等に基づく、バイオマス活用計画案策定手法等の習得、計画案のプレゼンテーション、質疑応答、意見交換等

［別表3］ バイオマス活用アドバイザー養成研修 現地研修 日程例

現地研修日：２０２２年１１月９日（水）～１１日（金）
研修場所　：千葉県市原市内
※現地研修の日程案を下記に示します。訪問する現地のバイオマス関連施設は、10 月 5 日（水）～7 日（金）の講義・実習時に研修生と（一社）日本有機資源協会事務局が調整します。

＜日程例＞

日目	時間	現地研修　概要
講義・実習から現地研修まで		研修生は市原市を対象としたバイオマス活用計画案策定に向けて自習を行います。事務局は研修生グループから提出された市原市役所への質問やデータ収集等の希望（以下、事前質問と記す）を取りまとめ、市原市役所へ提出します。また、研修生グループから提出された現地のバイオマス関連施設候補にアポを取り、承諾を頂いた施設の訪問計画を作成し、研修生及び市原市役所へ共有します。
1	午前	千葉県市原市サンプラザ市原（JR 五井駅直結）　集合
	午後	・現地研修オリエンテーション ・市原市役所への事前質問等に対する市原市役所からの回答及び質疑応答 ・バイオマス関連施設の訪問と質疑応答（１）
	夕方	意見交換・交流会（研修生、事務局）
2	午前	・バイオマス関連施設の訪問と質疑応答（２）
	午後	・バイオマス関連施設の訪問と質疑応答（３） ・バイオマス活用計画案の作成
3	午前	・バイオマス活用計画案の作成
	午後	・バイオマス活用計画のプレゼンテーションの準備 ・市原市役所等へのバイオマス活用計画案のプレゼンテーション、質疑応答、意見交換

［別表4］ バイオマス活用アドバイザー養成研修 受講資格

※ 下記の項目すべてを満たすこと

番号	要　件
1	本研修は、原則として本協会主催の**「バイオマス活用総合講座」、「メタン発酵技術アドバイザー養成研修」、「コンポスト生産管理者養成研修」等、本協会主催のいずれかの研修修了者**を対象とします。但し、上記講座・研修を受講されていない方については、バイオマス活用に関する知識を有し、バイオマス事業に関連した調査や事業の実績を３件程度有することを参考とし、事務局が判断致します。
2	業務等を通じてバイオマス活用を推進する強い意思と行動力があること
3	開催要領 第２項の「研修内容」に示す、全ての研修（講義、実習、現地研修）に参加可能なこと
4	現地研修を含む各研修会場までの旅費、宿泊費、食費等を自己負担可能なこと
5	パソコンを利用した表計算、文書作成、プレゼンテーション資料作成、電子メール送受信、インターネット検索等に習熟していること。また、講義、実習、現地研修にこれらのソフトウェアがインストールされているノートパソコンを持参可能なこと
6	研修修了後、一般社団法人日本有機資源協会と連携し、以下の役割に協力することが可能なこと（但し、地方自治体職員については、本項は該当しません） ⅰ）地方自治体のバイオマス活用計画策定を支援 ⅱ）地域のバイオマス関連の事業化を支援 ⅲ）地域におけるバイオマス活用の普及を支援（講師、資料作成など）
7	次のすべての項に該当しないこと（欠格条項） １）成年被後見人又は被保佐人 ２）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 ３）公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分をうけた日から起算して２年を経過しない者 ４）法律の規定により登録あるいは免許の取消し、業務の禁止など処分を受け、その処分をうけた日から起算して２年を経過しない者 ５）上記項目により登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して２年を経過しない者